

●●● 共済会 ●●●

セブン&アイ・ホールディングス共済会は、「生活の保障と安心の確保」をめざし、昭和57年3月1日に独立した組織で発足しました。

セブン&アイ・ホールディングス各社に働く社員(会員)とそれぞれ所属する会社との相互扶助による共済事業を通して、会員の方々の自助努力を支援し、もしもの時の不安に対応し将来の安心をサポートする福利厚生制度です。ぜひ、共済会の事業内容をご理解のうえ、ご活用をお願いいたします。

会員

入社と同時に会員として入会し、退職と同時に退会します。
会員はセブン&アイ・ホールディングス各社の会社役員・社員です。

加入法人一覧(2025年3月1日時点)

株式会社セブン&アイHLDGS.
株式会社イトーヨーカ堂
株式会社ヨークベニマル
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
株式会社セブン・フィナンシャルサービス
株式会社テルベ
株式会社セブン&アイ・クリエイティリンク
株式会社Peace Deli
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ
株式会社シェルガーデン
株式会社ロフト
株式会社セブン銀行
株式会社セブンCSカードサービス
株式会社セブン・カードサービス
株式会社セブン&アイ・ネットメディア
株式会社セブン・ミールサービス
株式会社バンク・ビジネスファクトリー
株式会社セブン-イレブン・沖縄
株式会社サンエー
株式会社セブンドリーム・ドットコム

セブン&アイ・ホールディングス共済会の事業は会員と
グループ会社との拠出金によって運営されます。

会員の拠出金

会員は、月々300円を毎月給与より控除され、拠出します。

会社の拠出金

会社は、会員1人につき月額300円を拠出します。

セブン&アイ・ホールディングス共済会は
共済、貸付、あっせんの3つの事業を行います。

共済事業

会員の慶弔時や困ったときに、精神的、経済的援助をします。

死 亡	死亡弔慰金 遺児育英年金 家族死亡弔慰金
結 婚	結婚祝金
病 気・ケガ	第1療養見舞金 第2療養見舞金 差額ベッド補助金 ホームヘルプ補助金 重症身体障害者見舞金 廃疾年金 重症身体(身心)障害者扶養手当金
災 害	災害見舞金

貸付事業

会員が災害、傷病、子の入学等、臨時に生活資金を必要としたとき、緊急貸付・特別貸付で、資金をお貸しします。

あっせん事業

不動産購入、住宅ローン等の優待事業をあっせんします。

申請から給付までの手続

給付事由が発生したときは、所定の申請用紙に必要事項を記入(証明書添付)し、各法人共済会窓口を経由して、セブン&アイ・ホールディングス共済会へ送付ください。

申請はその事由が発生したときから(療養見舞金は復帰後)90日以内に行ってください。



会員の給付申請に基づき、セブン&アイ・ホールディングス共済会で給付を決定します。給付内容については、セブン&アイ・ホールディングス共済会規約第42条、第43条、および別に定める各種給付規則で定められています。

決定した給付金は、セブン&アイ・ホールディングス共済会より会員本人の銀行口座に(死亡弔慰金・遺児育英年金を除く)、送金されます。

共済事業 ～会員がお亡くなりになったとき～

死亡弔慰金(会員の死亡)

● 香料……………

給付金額	50,000円
------	---------

死亡弔慰金は、一時金と10年年金の選択が可能です。

● 一時金……………

	有扶養者	無扶養者
給付金額	3,000,000円	2,000,000円

● 年金……………

年4回(3月・6月・9月・12月の各月25日に)、10年にわたり給付されます。

	有扶養者	無扶養者
1回の給付金額	97,500円	65,000円

● 遺族の範囲および順位……………

区分	遺族の範囲・順位
遺族	1. 配偶者
	2. 子
	3. 孫
	4. 父母
	5. 祖父母
	6. 兄弟姉妹

※扶養の有無は税法上の扶養家族の有無によります。

添付証明書

- ・医師の発行する死亡診断書のコピー(該当医師)
- ・死亡者と申請者の関係を確認できる戸籍謄本のコピー(本籍地の市区町村役場)
- *代表受給者届(遺族への死亡弔慰金の給付で同順位者が複数人いる場合のみ)

遺児育英年金

会員がお亡くなりになったとき、会員の扶養していた子1人につき、次の年金が給付されます。

● 遺児1人につき……………

年4回(3月・6月・9月・12月の各月25日に)給付されます。

区分	年金給付金額
未就学・幼稚園	15,000円/月額
小学校	20,000円/月額
中学校	25,000円/月額
高校	30,000円/月額
大学(短大)	35,000円/月額

添付証明書

- ・医師の発行する死亡診断書のコピー(該当医師)
- ・死亡者と子の関係を確認できる戸籍謄本のコピー(本籍地の市区町村役場)
- ・子の在学証明書(中学生以下は不要)

共済事業 ～会員のご家族がお亡くなりになったとき～

家族死亡弔慰金

会員の対象となるご家族がお亡くなりになったとき、次の弔慰金が給付されます。会員との続柄に応じてそれぞれに給付があります。

会員との続柄	給付金額
配偶者	200,000円
子(19歳未満)	50,000円
実父母・養父母・養父母	10,000円

添付証明書

・家族死亡報告書のコピー(会社)

共済事業 ～会員が結婚されたとき～

結婚祝金

会員が結婚(在職結婚・退職後6カ月以内の結婚・再婚)されたとき、次の祝金が給付されます。会員どうしの結婚は、それぞれに給付があります。

区分	給付金額
会員	20,000円

添付証明書

・結婚の事実(申請者の氏名・配偶者の氏名・婚姻年月日)が確認できる受理証明書のコピー、戸籍謄本のコピー(本籍地の市区町村役場)、または家族状況変更届のコピー(会社)

共済事業 ～病気・ケガで入院、自宅療養されたとき、 身体に重度の障害が生じたとき～

第1療養見舞金

※療養年月日を問わず、2025年9月1日以降にセブン&アイ・ホールディングス共済会に到着の共済事業給付申請書より一部運用を変更いたします。
・傷病名を問わず、同一会員につき3年の間に1回限りの申請となります。
・3年を超えて、新たな入院・医師の判断による自宅療養は、同一傷病に起因する場合も給付の対象となります。

会員が1週間以上の入院、あるいは医師の判断により自宅療養する場合、次の第1療養見舞金が給付されます。

※第1療養見舞金の対象は、連続した7日間以上の期間となります。

※第1療養見舞金の対象は、有給休暇や病気欠勤など給与が発生するお休み、労災が該当します。

療養期間	給付金額
7日～13日	5,000円
14日～29日	10,000円
30日～59日	20,000円
60日以上	30,000円

添付証明書

・第1療養見舞金の申請期間を全て含んだ医師の発行する診断書のコピー(該当医師)
・勤務状況のわかるデータ(会社)

第2療養見舞金

会員が私傷病で会社が休職期間中と認めた場合、次の第2療養見舞金が給付されます。

※第2療養見舞金の対象は、療養休職など給与が発生しないお休みが該当します。

給付期間	給付金額
私傷病で会社が休職と認めた期間	1日につき会員の標準報酬日額(健康保険組合算出基準)の15%

添付証明書

・第2療養見舞金の申請期間を全て含んだ医師の発行する診断書のコピー(該当医師)
・勤務状況のわかるデータ、または休職証明書(会社)

差額ベッド補助金

会員および配偶者が私傷病で入院加療のため、病院の都合によるやむを得ない事情で差額ベッドを利用するとき、次の差額ベッド補助金が給付されます。

区分	給付期間	給付金額
会員	差額ベッド利用 15日目から最高180日間	1日につき3,000円を限度に実費給付
配偶者		1日につき1,500円を限度に実費給付

添付証明書

- ・差額ベッドを利用した領収書のコピー
(1日あたりの差額ベッド費用、および利用日数が確認できるもの)
- ・医師の発行する診断書のコピー(入院期間が確認できるもの)(該当医師)
- ・差額ベッド補助金の申請書(共済会ホームページからダウンロード)
- *申請者と配偶者の関係を確認できる戸籍謄本のコピー(配偶者が利用する場合のみ)(本籍地の市区町村役場)

ホームヘルプ補助金

会員本人または会員の扶養家族が入院や自宅療養で日常生活に支障をきたし、他に家事を担うご家族がない場合、家事介助にかかるサービスを利用するとき、次のホームヘルプ補助金が給付されます。

※扶養家族は税法上の扶養家族をさします。

区分	給付期間	給付金額
会員	最高20日間	1日につき4,000円を限度に実費給付
会員の扶養家族		

添付証明書

- ・家事介助にかかるサービスを利用した領収書のコピー
(1日あたりの費用、および利用期間が確認できるもの)
- ・医師の発行する診断書のコピー
(入院期間、自宅療養の期間が確認できるもの)(該当医師)
- ・家事を担うご家族がないことが確認できる書類(住民票など)
- *申請者と扶養家族の関係を確認できる戸籍謄本のコピー(扶養家族が利用する場合のみ)(本籍地の市区町村役場)

重症身体障害者見舞金

在職中の会員が私傷病で厚生年金法障害等級1級～3級に準拠する障害を受けたとき、次の見舞金が給付されます。

※各証明書の等級が異なる場合は「国民年金・厚生年金保険年金証書」の等級が反映されます。

※障害等級が上がり再申請の場合は、今回の障害等級に該当する給付金額から以前に給付した金額を差し引いた金額が給付されます。

障害等級	給付金額
1級	2,000,000円
2級	1,500,000円
3級	1,000,000円

添付証明書

- ・厚生年金の障害年金受給証「国民年金・厚生年金保険年金証書」のコピー(所轄年金事務所)、および身体障害者手帳のコピー(都道府県知事)

廃疾年金

会員が私傷病により重度障害・寝たきり等で退職後(休職期間満了)、引き続き就業が困難と判断された場合、元会員、および支給要件を満たしたときに元会員の扶養していた子1人につき、次の年金が給付されます。

区分	年金給付金額	
元会員	35,000円/月額	
子 (子1人につき)	未就学・幼稚園	15,000円/月額
	小学校	20,000円/月額
	中学校	25,000円/月額
	高校	30,000円/月額
	大学(短大)	35,000円/月額

年4回(3月・6月・9月・12月の各月25日に)給付されます。

※元会員への給付は、満60歳の誕生日までとなります。

添付証明書

- ・厚生年金の障害年金受給証「国民年金・厚生年金保険年金証書」のコピー(所轄年金事務所)
- ・医師の発行する診断書のコピー(該当医師)
- ・申請者と子の関係を確認できる戸籍謄本のコピー(本籍地の市区町村役場)
- ・子の在学証明書(中学生以下は不要)

共済事業 ～会員の扶養されているご家族が障害を持たれたとき～

重症身体(身心)障害者扶養手当金

重症身体(身心)障害者の配偶者および子を扶養している会員に対し、次の手当金が給付されます。

区分	年金給付金額
重症身体(身心)障害者の配偶者・子を扶養している会員	5,000円/月額

年4回(3月・6月・9月・12月の各月25日に)給付されます。

※扶養は税法上の扶養をさします。

※給付の対象は、会員が申請し共済会で給付決定した翌月からとなります。

添付証明書

- ・身体障害者手帳、または精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のコピー(都道府県知事、児童相談所等)
- ・申請者と対象になる配偶者、および子の関係を確認できる戸籍謄本のコピー(本籍地の市区町村役場)

共済事業 ～災害にあわれたとき～

災害見舞金

※災害発生年月日を問わず、2025年9月1日以降にセブン&アイ・ホールディングス共済会に到着の共済事業給付申請書より運用を変更いたします。

家屋が次の区分で損害を受けたとき、災害認定に基づき災害見舞金が給付されます。(ただし、災害時に居住していない家屋は除く)

損害の程度は公的機関(市区町村役場、警察署、消防署)発行の罹災証明書をもとに確認をします。同一家屋の被災で2名以上の会員がいる場合にはそれぞれに給付があります。

●会員本人の所有物件(自己所有)

被害程度	給付金額	
	有扶養者の住居	無扶養者の住居
全壊	500,000円	250,000円
大規模半壊	400,000円	200,000円
中規模半壊	312,500円	156,000円
半壊	250,000円	125,000円
準半壊	175,000円	87,500円
一部損壊	125,000円	62,500円

●会員本人以外の所有物件、賃貸物件など(非自己所有)

被害程度	給付金額	
	有扶養者の住居	無扶養者および単身赴任者の住居
全壊	250,000円	125,000円
大規模半壊	200,000円	100,000円
中規模半壊	156,000円	78,000円
半壊	125,000円	62,500円
準半壊	87,500円	43,500円
一部損壊	62,500円	31,000円

※扶養の有無は、税法上の扶養家族の有無によります。

※会員の住居が実家と同一の場合は会員の住居区分となります。

※駐車場(車庫)、物置、別荘、垣根、堀、家財、自動車の損傷は 給付の対象にはなりません。

添付証明書

・公的機関(市区町村役場、警察署、消防署)の発行する「罹災証明書」のコピー
 ※証明書申請時に損壊規模が明記されるように発行団体に依頼してください
 ・会員本人の所有物件(共同物件)の場合は、「登記簿または登記簿謄本」のコピー

●会員本人の父母が居住している実家(兄弟は不可)

被害程度	給付金額
全壊	一律 100,000円
大規模半壊	一律 80,000円
中規模半壊	一律 65,000円
半壊	一律 50,000円
準半壊	一律 40,000円
一部損壊	一律 30,000円

添付証明書

・公的機関(市区町村役場、警察署、消防署)の発行する「罹災証明書」のコピー
 ※証明書申請時に損壊規模が明記されるように発行団体に依頼してください
 ・罹災証明書に記載のある実父母と申請者の関係を確認できる戸籍謄本のコピー(本籍地の市区町村役場)

※罹災証明書に実父母の氏名が記載されていない場合は、申請者が罹災証明書に実父母の氏名を記入し、各法人の共済会窓口より申請者へ実父母の居住状況の確認と押印

※災害見舞金を申請前に必ずご確認ください

- ・罹災証明書に被害程度が記載されていない
- ・罹災証明書がなく被災証明書のみ発行

上記の2項目のうちどちらかに該当する場合は、罹災証明書、または被災証明書に加えて、下記の1～3いずれかの提出が必要となります。

1. 該当する「災害見舞金申請書」(共済会ホームページからダウンロード)
2. 被害程度を証明できる書類(災害保険の受領書など)
3. 被害を受けた家屋を修繕した際の請求書 ※見積書は不可